

消費生活

No.120
平成29年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

特集

- 都市ガスの小売自由化が始まります!
- 「気づき」と「見守り」が消費者トラブルを防ぎます

第44回消費生活展を開催しました!

1月21日(土)・22日(日)の2日間、ユアエルム成田店1階センタープラザにて、「第44回消費生活展」を開催しました。

今回は「みんなの強みを活かして暮らそう!安全・安心な社会」をテーマに、消費者トラブル、環境、防犯、電気、住宅といった暮らしに役立つ情報を、来場された方々に紹介しました。また、クイズに答えてスタンプを集めることでスタンプラリーを行い、多くの方にご参加いただきました。

いろいろな団体が出展しました



今年もうなりくんが遊びにきました

お見事! クイズに正解しました

お母さんと一緒にクイズに挑戦

都市ガスの 小売自由化が 始まります!

？ ？ ？ ？



2017年(平成29年)4月1日から都市ガスの小売自由化が始まります。

今まで各地域にガス供給を独占しているガス会社があり、消費者はそのガス会社と契約してガスを使用していました。自由化によって複数の業者が参入することで、ガス小売業者の選択肢や料金メニューの幅が広がるなど、サービスの向上が図られることになります。正確な情報を収集し、契約内容をよく理解しましょう。また、便乗した勧誘にも気をつけましょう。

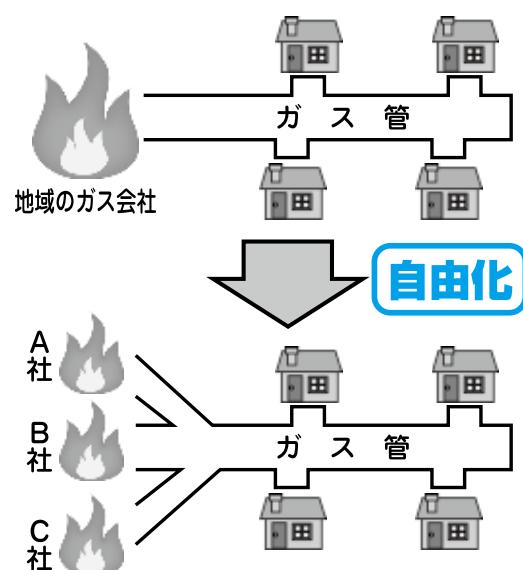
よくある質問

Q 現在の契約を解除し、新しい業者に乗り換える場合、解約金などは必要でしょうか？

A 今までの契約によっては、清算金や解約料等が発生する場合がありますので、契約書を確認し、現在のガス業者に問い合わせをしてください。

Q 新しい業者に変更するにはガス管工事等が必要になりますか。また、ガスマーターは交換するのでしょうか？

A 都市ガスが自由化されると、すべてのガス会社がこれまでに敷かれたガス管を共同利用できるようになるので、新たな工事は必要ありません。また、ガスマーターを交換する必要もありません。しかし、LPガスやオール電化からの切り替えは導管の敷設や入れ替え等が必要になる場合がありますのでご注意ください。



Q 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合について、クーリング・オフはできますか？

A 消費者が訪問販売や電話勧誘を受けて契約した場合は、書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフの対象となります。

Q ガス小売業者を見極める方法はありますか？

A まず、そのガス業者が、ガス事業法に基づき登録されている業者かどうか確認してください。登録を受けた業者は、資源エネルギー庁のホームページで確認できます。

Q マンション(持家)に住んでいますが新規参入の業者から都市ガスを買うことはできますか？

A 従来のガス事業者から都市ガスの供給を受けている場合は、新規参入の事業者からガスを買うことは可能ですが、マンション全体で一括して契約をしている場合もありますので、管理組合にご確認ください。

アドバイス1



ガスの小売全面自由化で新たな機器を購入する必要はありません。都市ガスの自由化に便乗し、ガス機器の販売等が現在も行われています。必要性を十分に検討して判断しましょう。

アドバイス2



大手ガス会社の名前をかり、消費者の個人情報を取得するというようなトラブルの発生が考えられます。安易に情報を伝えず、よく確認しましょう。

アドバイス3



料金が安くなると思い新たな業者と契約したのに、思ったような結果にならなかつたというようなトラブルが考えられます。ガス小売業者には契約締結前に内容を説明することが義務づけられていますので、内容についてしっかりと確認して納得してから契約するようにしましょう。

不明な点がありましたら以下に問い合わせてください。

電力・ガス取引監視委員会相談窓口 ☎03-3501-5725

関東経済産業局電力・ガス取引監視室 ☎048-600-0378

資源エネルギー庁HP（ガスの小売業者一覧について）

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/#a02

「気づき」と「見守り」が消費者トラブルを防ぎます

近年、高齢者のトラブルは年々増加しており、「健康」「お金」「孤独」という高齢者の3つの大きな不安をきっかけとしたトラブルや被害が多くみられます。

家族や周囲の人が気づかぬうちに、健康食品などを次々と購入させられ被害が拡大するケースも目立ちます。



事例1

高齢の母宛てにたくさんの健康食品が届いていることが分かった。見本を送ってもらったことがきっかけとなり、電話勧誘を受け、代引きでお金を支払ったようだ。

事例2

介護担当者からの連絡で、認知症の父が仮想通貨を購入する契約をしていたことが分かった。自宅を訪れた事業者にしつこく勧誘されてその場で契約し、約30万円の現金を支払ったようだ。

★気づきと見守りのポイント★

トラブルや被害を防ぐためには、家族や周囲の人の協力が不可欠です。日ごろから家族やホームヘルパーなど、周囲の人が高齢者本人の様子に変化や不審な点がないか気をつけましょう。家族と同居していても、日中一人で留守番をしている高齢者がトラブルや被害に遭うことがあります。注意が必要です。

一「気づき」と「見守り」のためのチェックリスト一

居室・居宅のようす

- 不審な契約書、請求書などの書面や、宅配の不在通知などはないか
- 不審な健康食品やカニなどの海産物がないか
- 新品のふとんなど、同じような商品が大量はないか
- 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡が見られないか
- コンビニなどでプリペイドカードを大量に購入した形跡がないか
- 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量はないか
- 複数社から配達された新聞や景品類などはないか
- 不審な事業者が出入りしている形跡はないか

高齢者本人の言動や態度など

- 不審な電話のやり取りや、電話口で困っていないか
- 不審な請求画面が出るなど、インターネットの利用で困っていないか
- 生活費が不足するなど、お金に困っているようではないか
- 預金通帳などに不審な出金の記録はないか



出典:2017年版『くらしの豆知識』(国民生活センター発行)より一部引用

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) 23-1161 ●